

経済安全保障推進法に基づく安定供給確保支援業務

令和6年度 事業報告書

自 令和6年4月 1日

至 令和7年3月31日

一般財団法人日本船舶技術研究協会

1. 事業の目的・概要

当協会は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（以下「法」という。）第31条第1項の規定に基づく船舶の部品に係る安定供給確保支援法人として、法施行令（令和4年政令第394号）第1条第11号により特定重要物資として指定された船舶の部品及びその生産に必要な原材料等（以下「船舶の部品等」という。）の安定供給確保に取り組む認定供給確保事業者に対する助成金の交付、船舶の部品等の安定供給確保に関する情報の収集等の安定供給確保支援業務を実施することにより、船舶の部品のサプライチェーンの強靱化を図ることを目的として本事業を実施するものである。

2. 事業の内容・方法・計画

法、特定重要物資の安定的な供給の確保に関する基本指針、船舶の部品に係る安定供給確保を図るための取組方針、船舶の部品の安定供給確保を図るための供給確保支援実施基準、安定供給確保支援業務規程及び船舶関連機器サプライチェーン強靱化事業費補助金交付要綱等に基づき、次の①から③の業務を実施するものである。

① 認定供給確保事業者が認定供給確保事業を行うために必要な資金に充てるための助成金の交付及びそれに附帯する業務

助成金の交付業務を実施するに当たっては、交付申請時の審査、交付決定、交付決定後の審査の実施を通じ、適正な執行に努める。法第9条第1項の国土交通大臣の認定を受けた認定供給確保事業者に対し、事業者の供給確保計画の内容等を適切に確認し、国土交通省と連携をした上で、適切な助成金の執行を行う。

② 船舶の部品等の安定供給確保に関する情報の収集及びそれに附帯する業務

船舶の部品等の安定供給確保に関する情報収集業務実施するに当たっては、船舶の部品等の国内や海外の需給動向その他の安定供給確保に関する情報について、安定供給確保支援業務以外の業務において自ら得た船舶関係の情報から必要な情報を抽出・整理・調製等する方法により調査等を行うとともに、収集した情報を公表する場合には、適切な評価を実施した上で、当協会のホームページに掲載する。

③ 船舶の部品等の安定供給確保を図ろうとする者の照会及び相談並びにそれに附帯する業務

相談業務を実施するに当たっては、安定供給確保支援グループに相談窓口を設置した上で、当協会のホームページに相談先を掲載し、その連絡先を明らかにするとともに、船舶の部品の安定供給確保を図るための供給確保支援実施基準に従い、船舶の部品等の安定供給確保を図ろうとする者の照会及び相談に応ずる。

令和6年度においては、①の助成業務に関しては、法第9条第1項の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた船舶関連機器（2ストロークの船舶用機関、4ストロークの船舶用機関、2ストロークの船舶用機関に用いられるクランクシャフト、ソナー、プロペラ）に係る認定供給確保事業者のうち、4ストロークの船舶用機関に係る認定供給確保事業者からの助成金交付申請を踏まえ、助成金の交付を受けて行う認定供給確保事業（助成事業）の内容、助成対象費用の額及び配分等を審査し、同事業3件分の交付決定を行うとともに、認定供給確保事業者からの計画変更承認申請を踏まえ、変更の内容を審査した上で9件分の承認を行った。その結果、交付決定額の総額は約56億円となった。また、認定供給確保事業者において適切に助成金の執行が行われるよう報告徴収、監督等を行い、認定供給確保事業者が実施した助成対象事業に係る助成金に関して、認定供給確保事業者の請求を踏まえ、令和6年度事業分として総額約36億円の助成金の支払を行った。

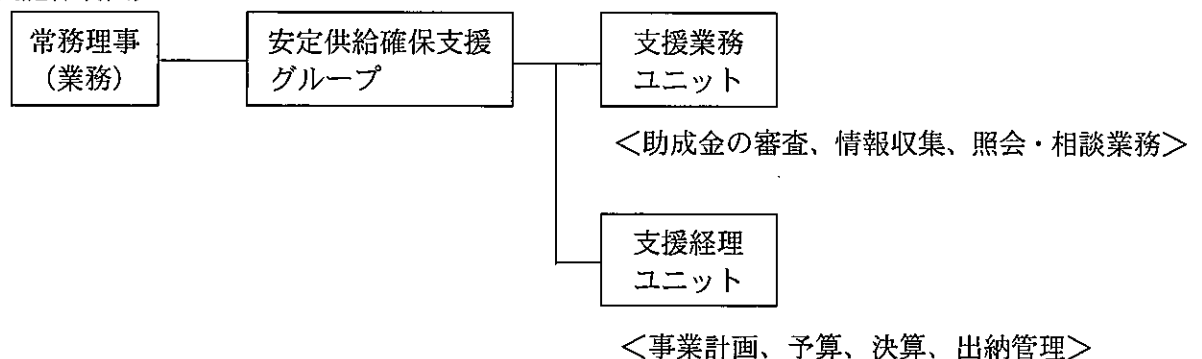
②の情報収集業務に関しては、船舶の部品等の国内や海外の需給動向について、機関誌・学会誌、業界紙、一般紙、インターネット記事、ジェットロ関係情報等の調査手段により収集を行った。

③の照会・相談業務に関しては、船舶の部品の安定供給確保を図るための供給確保支援実施基準に従い、船舶の部品等の安定供給確保を図ろうとする者からの照会及び相談に対応する窓口を設置しているが、令和6年度においては照会、相談はなかった。

3. 実施体制

船舶の部品等に係る安定供給確保支援業務を行うに当たって、常務理事を主担当役員とし、事務局に安定供給確保支援業務を統括する部署として設置した「安定供給確保支援グループ」において、次図の体制で安定供給確保支援業務を適切に実施した。

＜実施体制図＞



また、安定供給確保支援業務に関する秘密保持・情報管理規程に基づき、専務理事をもって秘密情報の管理に係る統括責任者とし、安定供給確保支援業務を通じて知り得た秘密の保持及び情報の管理を適切に実施した。

4. 経理の区分

安定供給確保支援業務に係る会計について、法第36条の規定に基づき、安定供給確保支援業務とそれ以外の業務に関連する収入および費用については、その性質又は目的に従って区分する等、安定供給確保支援業務以外の業務と安定供給確保支援業務を適切に区分して経理処理を行った。